

第 4 号議案

県立学校職員の人事評価に関する規則及び市町村立学校職員の人事
評価に関する規則の一部改正について

県立学校職員の人事評価に関する規則(平成 1 8 年宮城県教育委員会規則第 3 号)
及び市町村立学校職員の人事評価に関する規則(平成 1 8 年宮城県教育委員会規則
第 4 号)の一部を別紙のとおり改正する。

平成 3 1 年 3 月 1 8 日提出

宮城県教育委員会教育長 高 橋 仁

則

県立学校職員の人事評価に関する規則及び市町村立学校職員の人事評価に関する規則の一部を改正する規

次に掲げる規則の規定中「最終評価者」を「第二次評価者」に改める。

一 県立学校職員の人事評価に関する規則（平成十八年宮城県教育委員会規則第三号）第六条、第七条第三項から第五項まで及び第八条

二 市町村立学校職員の人事評価に関する規則（平成十八年宮城県教育委員会規則第四号）第六条、第七条第三項から第五項まで及び第八条第一項

附 則

この規則は、平成三十一年四月一日から施行する。

改正案

第一条から第五条まで (略)

(評価者等)

第六条 人事評価に係る被評価者、第一次評価者、第二次評価者及び評価の調整を行う者（以下「調整者」という。）は、次の表のとおりとする。

被評価者	第一次評価者	第二次評価者	調整者
校長	教育長が あらかじめ 指定する者	教育長	
副校長、 教頭及び 事務部(室) 長		職員の所属する 学校の校長	教育長
校長、副校長、 教頭及び 事務部(室) 以外の 職員	職員の所属する 学校の校長 及び事務部長 (室)長	職員の所属する 学校の校長	教育長

(人事評価の方法)

第七条 (略)

2 (略)

3 前項の自己目標の設定及び自己申告を公正に行うため、第二次

現行

第一条から第五条まで (略)

(評価者等)

第六条 人事評価に係る被評価者、第一次評価者、最終評価者及び評価の調整を行う者（以下「調整者」という。）は、次の表のとおりとする。

被評価者	第一次評価者	最終評価者	調整者
校長	教育長が あらかじめ 指定する者	教育長	
副校長、 教頭及び 事務部(室) 長		職員の所属する 学校の校長	教育長
上記以外の 職員	職員の所属する 学校の校長 副校長、教頭、 事務部長(室)長	職員の所属する 学校の校長	教育長

(人事評価の方法)

第七条 (略)

2 (略)

3 前項の自己目標の設定及び自己申告を公正に行うため、最終評

備考

評価者は、職員が自己目標を設定するとき及び最終評価に際しての自己申告を行うときに当該職員と面談を行うものとする。ただし、副校長を置く学校の校長にあつては、特に必要があると認めるときは、副校長に当該職員との面談を行わせることができる。この場合において、校長は必要に応じ、再度の面談を行うことができるものとする。

4 第一次評価者及び第二次評価者は、第二項の自己申告、前項の面談の結果その他教育長が別に定める事項を総合的に勘案し、評価シートにより人事評価を行うものとする。

5 調整者は、第二次評価者（教育長を除く。以下同じ。）による人事評価の結果について、特に必要と認めるときは、教育長が別に定めるところにより当該人事評価の結果の調整を行うことができる。

（評価結果の報告）

第八条 第二次評価者は、人事評価の結果を教育長が別に定めるところにより教育長に報告しなければならない。

（以下略）

評価者は、職員が自己目標を設定するとき及び最終評価に際しての自己申告を行うときに当該職員と面談を行うものとする。ただし、副校長を置く学校の校長にあつては、特に必要があると認めるときは、副校長に当該職員との面談を行わせることができる。この場合において、校長は必要に応じ、再度の面談を行うことができるものとする。

4 第一次評価者及び最終評価者は、第二項の自己申告、前項の面談の結果その他教育長が別に定める事項を総合的に勘案し、評価シートにより人事評価を行うものとする。

5 調整者は、最終評価者（教育長を除く。以下同じ。）による人事評価の結果について、特に必要と認めるときは、教育長が別に定めるところにより当該人事評価の結果の調整を行うことができる。

（評価結果の報告）

第八条 最終評価者は、人事評価の結果を教育長が別に定めるところにより教育長に報告しなければならない。

（以下略）

附則（平成三十一年教委規則第 号）
この規則は、平成三十一年四月一日から施行する。

改正案

第一条から第五条まで (略)

(評価者等)

第六条 人事評価に係る被評価者、第一次評価者、第二次評価者及び評価の調整を行う者（以下「調整者」という。）は、次の表のとおりとする。

被評価者	校長	第一次評価者	第二次評価者	調整者
	副校長及び 教頭、 校長、副校長 及び教頭以 外の職員	市町村教育 委員会 市長、 町長、 村長、 市町 村教 育長 （以 下「 調整 者」 とす る者）	市町村教育 長	市町村教育 長
	職員の所属 する学校の 教頭	職員の所属 する学校の 校長	市町村教育 長	

(人事評価の方法)

第七条 (略)

2 (略)

3 前項の自己目標の設定及び自己申告を公正に行うため、第二次

現行

第一条から第五条まで (略)

(評価者等)

第六条 人事評価に係る被評価者、第一次評価者、最終評価者及び評価の調整を行う者（以下「調整者」という。）は、次の表のとおりとする。

被評価者	校長	第一次評価者	最終評価者	調整者
	副校長及び 教頭、 校長、副校長 及び教頭以 外の職員	市町村教育 委員会 市長、 町長、 村長、 市町 村教 育長 （以 下「 調整 者」 とす る者）	市町村教育 長	市町村教育 長
	職員の所属 する学校の 教頭	職員の所属 する学校の 校長	市町村教育 長	

(人事評価の方法)

第七条 (略)

2 (略)

3 前項の自己目標の設定及び自己申告を公正に行うため、最終評

備考

評価者は、職員が自己目標を設定するとき及び最終評価に際しての自己申告を行うときに当該職員と面談を行うものとする。ただし、副校長を置く学校の校長にあつては、特に必要があると認めるときは、副校長に当該職員との面談を行わせることができる。この場合において、校長は必要に応じ、再度の面談を行うことができるものとする。

4 第一次評価者及び第二次評価者は、第二項の自己申告、前項の面談の結果その他県教育長が別に定める事項を総合的に勘案し、評価シートにより人事評価を行うものとする。

5 調整者は、第二次評価者（市町村教育長を除く。）による人事評価の結果について、特に必要と認めるときは、県教育長が別に定めるところにより当該人事評価の結果の調整を行うことができる。

（評価結果の報告）

第八条 第二次評価者は、人事評価の結果を県教育長が別に定めるところにより市町村教育委員会に報告しなければならない。

2 (略)

(以下略)

評価者は、職員が自己目標を設定するとき及び最終評価に際しての自己申告を行うときに当該職員と面談を行うものとする。ただし、副校長を置く学校の校長にあつては、特に必要があると認めるときは、副校長に当該職員との面談を行わせることができる。この場合において、校長は必要に応じ、再度の面談を行うことができるものとする。

4 第一次評価者及び最終評価者は、第二項の自己申告、前項の面談の結果その他教育長が別に定める事項を総合的に勘案し、評価シートにより人事評価を行うものとする。

5 調整者は、最終評価者（教育長を除く。以下同じ。）による人事評価の結果について、特に必要と認めるときは、教育長が別に定めるところにより当該人事評価の結果の調整を行うことができる。

（評価結果の報告）

第八条 最終評価者は、人事評価の結果を県教育長が別に定めるところにより市町村教育委員会に報告しなければならない。

2 (略)

(以下略)

附則

この規則は、平成三十一年四月一日から施行する。

県立学校職員の人事評価に関する規則及び市町村立学校職員の人事評価に関する規則の一部改正の概要

1 改正理由

「地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律（平成26年法律第34号）」の施行により、平成29年4月より新たな人事評価制度を導入し、能力及び実績に基づく人事管理を行ってきたが、より厳密な制度の運用のために所要の改正を行う必要のあるもの。

2 改正内容

両規則の実施要領等における「第一次評価者」、「最終評価者」、「中間評価」、「最終評価」について明確に区別できるように、規則の本文中及び表中の「最終評価者」について、「第二次評価者」に改める文言の整理を行うもの。

3 施行日

平成31年4月1日